

中津川市ふるさとづくり寄附金返礼品協力事業者募集要項

1 目的

中津川市ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）制度による中津川市への寄付促進と地場産品等のPR、販売促進及び地元企業の活性化等の相乗効果を図るため、寄付者にお礼の品として贈呈する商品やサービスを提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 募集の要件

市が募集するお礼の品を提案することができる協力事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者としてします。

- (1) 各種法令に沿った生産、製造又は営業を行っていること。
- (2) 税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。
また法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (4) 食品関連事業者の場合、食品表示法等に従って表示を行っていること。
- (5) 食品返礼品の産地名の適正な表示が行われていない、または地場産品基準に適合していないことが疑われる場合で市が必要と認めるときは、協力事業者に対する調査（実地調査を含む。）に応じること。
- (6) 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。
- (7) 協力事業者又はお礼の品が本要項2又は3に定める要件に適合しなくなると認める場合、市の判断で取引を中止することができるものとし、違約金や損害賠償の請求があることに同意すること。

3 募集するお礼の品

- (1) お礼の品は、次に掲げる要件のすべてを満たしている商品等としてします。
 - (ア) 国が定める地場産品基準を満たす商品やサービスであること。ただし、地場産品基準を満たしていても、市が返礼品として適当でないとした場合は、この限りではない。
 - (イ) 商品の場合、関係法令遵守のため、詳細な製造工程を開示できる物であること。
 - (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も内容により可能とする。
 - (エ) 商品情報の開示又はサービス内容の明記が可能であること。
 - (オ) 宿泊券等サービスの場合は、有効期限が発行日から1年間以上あること。
 - (カ) 金銭類似性の高いもの及び資産性の高いものでないこと。
- (2) お礼の品は、次の区分に相当する額の商品等を募集します（税込み、箱代・梱包代は含めず）。

区分	募集する相当額
区分1	1,500円
区分2	3,000円
区分3	4,500円
区分4	6,000円
区分5	9,000円

区分6	15,000円
区分7	30,000円
区分8	90,000円
区分9	150,000円

上表区分にない金額の商品については、別途協議とします。支払い金額は、例示です。

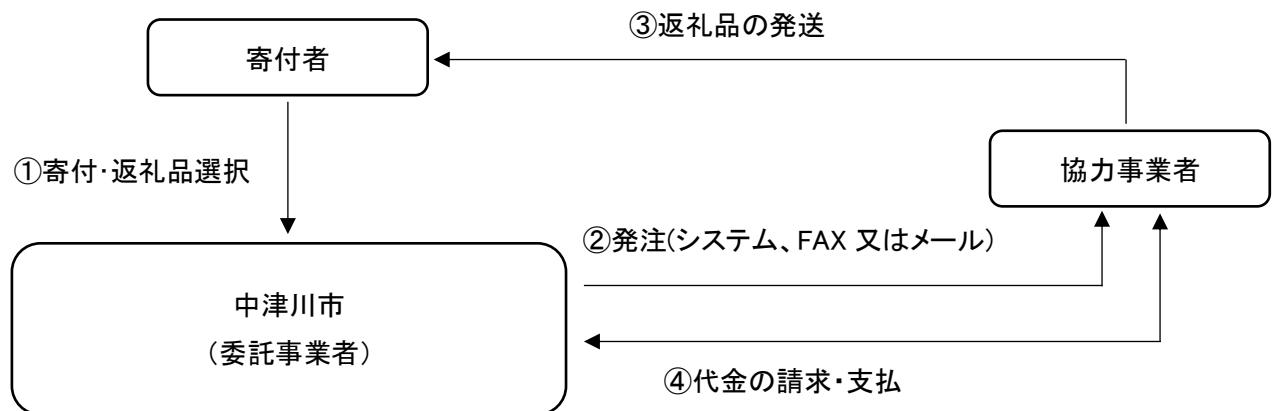
4 送料の負担

送料は、市の負担とします。

5 協力事業者の特典等

- (1) 市のホームページやチラシ、ふるさと納税ポータルサイト等に商品の画像、商品名、企業名等が掲載されます。
- (2) お礼の品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。ただし、お礼の品の発送以後にダイレクトメール等を送付する場合は、本人から了解を得る必要があります。

6 お礼の品の受注、代金の請求等の概要



※市が利用するふるさと納税ポータルサイトの種類によって、仕組みが変わる場合がございます。

7 申込み方法

別紙申込書兼同意書等に必要事項を記入し、委託事業者へ提出してください（郵送可）。
別途商品の写真データを提供してください（持参、郵送又はメール）。

8 申込み受付期間

随時（平日8時30分から17時15分）

9 お礼の品への苦情対応と登録の取り消し等について

- (1) お礼の品の品質等に関して寄付者から苦情等があった場合は、まず委託事業者に報告を入れ、委託事業者と協議の上、真摯に対応し解決に努めてください。対応の経緯についても委託事業者へ報告してください。なお、返礼品提供に係るトラブル、クレーム等に関しては、協力事業者の責任において対応するものとし、市は一切の責任を負いません。

(2) お礼の品について寄付者に著しく迷惑をかける、又は市のイメージを損なう事案が発生した場合等には、協力事業者の登録や商品調達を中止することがあります。

10 協力事業者の辞退について

(1) 協力事業者を辞退する場合は、別紙辞退届に必要事項を記入し市へ提出してください（持参、郵送又はメール）。

(2) 辞退日以降に返礼品の発送がある場合には、全ての返礼品の発送まで対応をしてください。

11 その他留意事項

(1) 協力事業者は、市又は委託事業者から提供された寄付者の個人情報について、個人情報保護法及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(2) 登録されたお礼の品を変更又は辞退する場合は、1カ月前までに報告が必要となります。

12 市及び市が加盟する団体等によるお礼の品

次の各号のいずれかに該当する場合は、本要項2、3の規定を適用しません。

(1) 市及び市が加盟する団体等による市の魅力発信及び地域産業の振興のための商品やサービス

(2) 市内で開催されるイベント等で市の知名度アップ、魅力発信及び地域産業の振興に特に資すると市長が認めるイベント等に関する商品やサービス

附 則（平成 29 年 11 月 8 日）

（施行期日）

1 この要項は、決裁の日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日以降受け付ける寄付に対する返礼品を登録する際に適用する。

（中津川市ふるさとづくり寄附金返礼品協力事業者募集要項の廃止）

2 中津川市ふるさとづくり寄附金返礼品協力事業者募集要項（平成 28 年 10 月 7 日決裁）は、平成 29 年 12 月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 18 日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 1 日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月 19 日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日）

この要項は、決裁の日から施行する。